

公立大学法人滋賀県立大学寄附金規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 5 9 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）における寄附金の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 「寄附金」とは、法人が設置する大学（以下「大学」という。）において、理事長が次の各号に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定した寄附金とする。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育、研究活動の充実に要する経費
- (3) 地域貢献活動に要する経費
- (4) 国際交流活動に要する経費
- (5) その他大学の運営に要する経費

(寄附金の使途)

第 3 条 寄附金の使途は、寄附者が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定していないときは、理事長が使途を特定するものとする。

(受入れの制限)

第 4 条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- (3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全額または一部を取り消すことができること。
- (5) その他理事長が特に大学運営上支障があると認める条件

(寄附の受入手続等)

第 5 条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第 1 号）により、理事長あて申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、寄附金の申込みについて、必要と認めるときは、別に定めることができるものとする。

(受入れの決定)

第 6 条 寄附金の受入れの決定は、理事長が行う。

- 2 理事長は、前項の受入れを決定するにあたっては、研究担当者の所属する学部長等または寄附金の使途を所管する理事の意見を聞くものとする。ただし、前条に定める寄附金申込書に、特に奨励を希望する教員の所属および氏名の記載があるものはこの限りではない。
- 3 理事長は、寄附金申込書の内容を審査し適当と認めたときは、すみやかに寄附申込者へ寄附金受入受諾書（様式第2号）により通知するものとする。
- 4 理事長は、受入れの決定について、必要がないと認めるときは、前2項の手続きを省略することができるものとする。

（礼状の送付）

第7条 理事長は、寄附金が法人に納付されたときは、寄附者に寄附金受納礼状を送付するものとする。

（使途の変更等）

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができるものとする。

- (1) 寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合
- (2) 当該使途で研究担当者等が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合

2 前項第2号の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、当該寄附金について指定された研究者等の所属する学部長等の意見を聞くものとする。

（その他）

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年12月26日から施行する。

様式第1号

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

寄附者 住 所 (〒)

氏 名 印

(法人にあつては、法人名および職・氏名)

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の目的 (いずれかに**p**)

- 滋賀県立大学の () 学部 () 学科の学術研究を奨励するため
- 滋賀県立大学の教育、研究の充実のため
- 滋賀県立大学の地域貢献活動に要する経費に充てるため
- 滋賀県立大学の国際交流活動に要する経費に充てるため
- 滋賀県立大学の運営に要する経費に充てるため
- ()

3 寄附条件 なし

4 担当者連絡先 (納入依頼文書等送付先)

所在地 : (〒)

所属 :

氏名 :

電話番号 :

E-mail :

備考

(学術研究に対する寄附金の場合) 特に奨励を希望する教員の所属・氏名

所属 :

氏名 :

番 号
年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学
理事長

寄附金受入受諾書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

平成 年 月 日付けでお申し出いただきました寄附金につきまして、ありがたくお受けし、滋賀県立大学の教育、研究等の奨励等のために役立たせていただきたいと思います。

つきましては、下記によりお納めいただければありがたく存じます。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納入方法 本大学の預金口座への振り込み

(振込口座)

滋賀銀行彦根支店 普通口座 〇〇〇〇

三菱東京UFJ銀行草津支店 普通口座 〇〇〇〇

(口座名)

公立大学法人滋賀県立大学 〇〇〇〇

※なお、大変恐れ入りますが振込手数料をご負担いただきますようお願い申し上げます